

## 令和8年度における林業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

### 1 第14次労働災害防止計画に基づく対策の推進

林業では伐木作業等における「激突され」等、業種に特有の死亡災害が多く発生している（令和7年の労働災害による死亡者数は、令和8年2月速報値で25人（別添1））。

第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）において、林業は、業種別に労働災害防止対策を推進する業種の一つとされ、引き続き労働災害の一層の減少を図り、特に死亡災害の大幅な削減に向けて取り組むこととされている。

厚生労働省（都道府県労働局、労働基準監督署を含む。）、関係行政機関、関係団体等は、連携の上、事業者に対する関係法令の遵守の徹底、関係のガイドライン等に基づく対策の強化等を通じ、労働者の安全衛生の確保に必要な役割を果たすとともに、14次防の目標である死亡者数の15%以上の減少に向け真摯に取り組むことが重要である。

このため、令和8年度においては、次の措置が着実に講じられるよう取り組むこと。

- ① 伐木作業及び車両系木材伐出機械の運転等に係る労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に基づく措置（別添2、3）
- ② 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日基発第1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）（別添4）に基づく措置
- ③ 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）（別添5）に基づく措置

### 2 伐木等作業における安全衛生対策の推進

伐木作業等の安全対策について、小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、安衛則に基づき、立木の伐倒時の措置及びかかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用、木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図ること。

また、伐木等作業の安全ガイドライン及び林業の緊急連絡体制整備ガイドラインを関係事業者に対して一層積極的に周知するとともに、安全衛生教育等の機会を活用し、作業員に対して作業時の遵守事項、留意点等必要な事項を改めて教示すること等により、作業現場におけるガイドラインの普及、定着及びその徹底を図ること。

特に、伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置については、直近の労働安全衛生調査（実態調査）の結果、約9割の事業場において取組がなされているとの結果がある一方、伐木作業中に発生した死亡災害の多くは、現場において、本ガイドラインに定める措置が実施されていない状況があることから、作業員一人ひとりが本ガイドラインに定める措置を着実に実施するよう徹底を図ること。

さらに、車両系木材伐出機械の運転等に当たっては、安全衛生関係法令の遵守等により、伐木等作業の安全を推進すること。

チェーンソー作業については、「チェーンソー取扱い作業指針について」（平成 21 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 1 号。以下「チェーンソー指針」という。）（別添 6）及び「騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について」（令和 5 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 2 号）（別添 7）に基づく振動障害予防対策及び騒音障害防止対策の徹底を図ること。

熱中症予防対策については、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を令和 8 年度も 5 月から 9 月まで実施することとしているので、実施要綱及び「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づき重点的な対策の徹底を図ること。特に、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を実施すること。

### 3 改正労働安全衛生法等の施行

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。）が令和 7 年 5 月に公布され、関係政省令と併せ順次施行されているところであり、各措置義務の履行確保や実効ある取組の推進を図る必要がある。

今般の法改正事項のうち、令和 9 年 1 月には、労働者と同じ場所で就業する個人事業者等の業務上の災害に関する報告制度が創設されることとなっており、これらの措置の履行確保のため、関係者に周知等を行うこと。

### 4 帰還困難区域の森林整備における被ばく低減対策等の徹底

東京電力福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域における森林整備については、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）等に基づき、再開されることとなっている。当該事業は、国又は自治体が調達主体となり競争入札に付されるため、福島県内に限らず全国の事業者が参加する可能性がある。

帰還困難区域における森林整備の再開に当たっては、東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射性セシウム濃度が 10,000Bq/kg を超える土壌・落葉層等に触れる作業や、空間線量率  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  を超える場所での作業が想定される。このため、当該作業に従事する者については、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 6 号）並びに「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 24 年 6 月 15 日付け基発 0615 第 6 号）の遵守等により、被ばく線量管理及び被ばく低減対策の徹底を図ること。

### 5 安全衛生教育の推進

労働者に対する安全衛生教育等を的確に実施するとともに、令和 3 年 3 月 17 日付け基発 0317 第 2 号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の業務）従事者安全衛生教育について」（別添 8）に留意の上、概ね 5 年ごとに労働者

が労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の 2 に基づく能力向上教育を受講できるよう、あらゆる機会を通じて事業者及び労働者に周知すること。発注者等においても必要な配慮を行う等により、安全衛生教育の機会を確保すること。

チェーンソー作業に係る安全衛生教育の実施に当たっては、チェーンソー指針等に基づく、「日振動ばく露量A（8）」をもとにした作業時間の管理等に関する内容も含んだものとなるよう留意すること。

また、林業・木材製造業労働災害防止協会各支部において、造林作業の安全指揮者等安全衛生教育を開催しており、今般、テキストの大幅な改訂がなされたところ、研修の受講やテキストの活用等について事業者に周知、勧奨すること。

さらに、厚生労働省が令和 6 年度に作成した林業分野の外国人労働者向け安全衛生教材（別添 9）を事業者に周知し、外国人を雇用する際等における活用を勧奨すること。

#### 6 チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会への参加勧奨について

厚生労働省委託事業により、チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会を開催する予定であり、講習会では実技の時間を設定し、実機を用いて安全のポイントについて理解し習得できるようにしている。事業者に対して本講習会を周知する等により、事業場の安全担当者等の参加促進を行い、労働安全衛生法令及び伐木等作業の安全ガイドライン等の周知とこれに基づく措置の徹底を図ること。

#### 7 関係行政機関の連携の強化

林業の安全衛生対策を推進する上で、厚生労働省、林野庁、都道府県林務部局等の関係行政機関が連携をすることは極めて重要である。このため、関係行政機関が連携・協力し、関係機関連絡会議の開催、合同パトロールの実施等の取組を進めるとともに、労働災害の発生を迅速に関係機関で共有する等、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置が確実に講じられる環境づくりを進めること。

#### 8 関係行政機関と林業・木材製造業労働災害防止協会等との連携の強化

林業・木材製造業労働災害防止協会は、厚生労働省補助事業等により地域の実態等に即した取組を進めるとともに、関係団体等と効果的な連携を図り、林業の安全対策を推進することとしている。具体的には、令和 8 年度も伐木作業における安全水準の向上等を図るため、安全管理士が関係行政機関等の協力を得つつ、現場パトロール等を行うとともに、伐木等作業及び車両系木材伐出機械作業に関する作業計画の適切な作成のための講習会を行う予定であるので、パトロールへの参加や講習会の参加勧奨等を通じて林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部等との連携を強化すること。

#### 9 発注者における取組

労働災害の防止のためには、事業者による取組のみならず、発注者においても、事業の期間（契約期間）、作業方法、発注金額等が安全で衛生的な作業の遂行を損なわないよう

十分配慮することが重要であることから、発注者は、事業を受託する者が安全と健康を確保するための措置を確実に講じられるよう安全衛生対策経費の確保をはじめ必要な取組を進めること。